

議案第90号

さいたま市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年6月12日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市市営住宅条例の一部を改正する条例

さいたま市市営住宅条例（平成13年さいたま市条例第267号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(公営住宅の入居者資格の特例) 第7条 前条の規定にかかわらず、法第24条第1項、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号） <u>第30条</u> の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者は、公営住宅に入居することができる者とする。 2 [略]	(公営住宅の入居者資格の特例) 第7条 前条の規定にかかわらず、法第24条第1項、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号） <u>第21条</u> の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者は、公営住宅に入居することができる者とする。 2 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。